

取手発第195号  
令和5年8月10日

取手市議会災害対策会議  
座長 金澤克仁様

取手市長 中村 修

### 取手市議会災害対策会議からの提言について（回答）

令和5年7月7日付け取議発第43号にて提言のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 提言事項

---

1. 今回の双葉地区の浸水被害のように、人命に関わる緊急事態においては、防災無線による情報発信を迅速かつ適切に行う必要がある。災害時における防災無線による情報発信の在り方について、見直しを行うことを求める。

（提言に至る背景）

- ・土砂災害警戒情報や大雨警報が解除された後も、双葉地区の浸水や、その他道路冠水は続いていたが、防災無線による情報発信はなかった。そのため、各所で渋滞や車両の立ち往生が発生していた。
- ・消毒液の配布には防災無線を使用していたが、浸水被害等で人命に関わる危険が生じていた状況においては、防災無線が使用されていなかった。
- ・防災無線が聞こえない地域に対しては、初期段階でのハンドマイク等を使った情報伝達が必要である。

<回答>

防災行政無線の設置目的は第一に災害時の避難情報（高齢者等避難・避難指示等）が市民に行きわたることだと認識しております。

そのような中で、これまでの取手市の運用としまして、内水（道路冠水や床上・床下浸水等）を警戒した避難情報の発令基準がなく、洪水予報河川である利根川や小貝川の基準水位（避難判断水位・氾濫危険水位等）到達に基づくものと、土砂災害警戒情報発表に基づくものの2通りで避難情報を運用してまいりました。

しかしながら、今回の双葉地区における内水被害の状況を踏まえ、ご提言いただいたとおり避難情報等を防災行政無線等により情報発信することが必要であったと反省するとともに、同様の助言を茨城県からも受けているところです。

つきましては、今回に限らずこれまでに幾度となく内水被害が発生している双葉地区については、これまでの避難情報発令の運用に限らず、別枠で必要な情報を発信すべきであることから、取手市地域防災計画について一部改正をさせていただくことといたしました。

過日、市長を会長とする取手市防災会議を臨時会として書面により開催させていただき、議案内容に反対なく、8月8日付けで議長宛てに報告させていただきました「取手市地域防災計画の一部改正について」のとおりにご承認いただいたところでございます。

また、今回の地域防災計画の更新箇所に限らず、今後の災害対応の際は防災行政無線の適切な運用はもちろんのこと、広報車の活用や地元自主防災会への情報提供など、状況に応じた適切な運用を心がけてまいります。